

事件記録等保存規程の運用について

平成4年2月7日総三第8号高等裁判所長官，地方，家庭
裁判所長あて事務総長依命通達

改正 平成 6年12月 9日総三第 63号
平成 9年 7月16日総三第 79号
平成11年 8月31日総三第 67号
平成12年 2月 4日総三第 12号
平成12年 3月17日総三第 39号
平成13年 2月28日総三第 10号
平成14年 3月20日総三第 45号
平成16年 1月30日総三第 19号
平成16年11月26日総三第000015号
平成17年 3月29日総三第000079号
平成17年 7月12日総三第000222号
平成17年11月29日総三第000725号
平成18年11月 6日総三第001352号
平成22年 1月27日総三第000008号
平成24年12月27日総三第000355号

事件記録等保存規程（昭和39年最高裁判所規程第8号。以下「規程」という。）の運用について下記のとおり定めましたので，これによってください。

なお，簡易裁判所に対しては，所管の地方裁判所長から伝達してください。

記

第1 保存裁判所及び保存期間の特例

1 家庭事件

- (1) 家事事件について家庭裁判所調査官が作成した調査報告書で別冊としたものは，当該家事事件の記録とともに保存する。
- (2) 準少年保護事件の記録は，付随事件の記録として取り扱う。ただし，少年法（昭和23年法律第168号）第27条の2に規定する事件の記録の保存期間に関する事項を除く。
- (3) 家事審判事件記録の保存期間は，後見，保佐，補助及び任意後見（以下「後見等」という。）に関する事件については後見等の事務の終了を認定した日から，財産の管理に関する事件については財産の管理事務の終了を認定した日から，それぞれ起算する。ただし，後見等に関する事件及び財産の管理に関する事件について，後見等の事務又は財産の管理事務が開始に至らずに完結したときの保存期間は，事件完結の日から起算する。

- (4) 家事審判事件のうち後見等に関する事件については、後見等の事務の監督等を行う家庭裁判所が変更になった場合には、当該事件に関する一連の事件の記録の全部を変更後の家庭裁判所において保管し、かつ、保存に付することができる。
- (5) 遺産の分割の審判事件が係属している高等裁判所に第一審として係属した寄与分を定める処分の審判事件の記録は、当該遺産の分割の審判事件の記録を保存する家庭裁判所で保存し、遺産の分割の調停事件が係属している高等裁判所に係属した寄与分を定める処分の調停事件の記録及び事件書類は、当該遺産の分割の調停事件の記録を保存する家庭裁判所で保存する。
- (6) 第一審として高等裁判所に係属した家事審判事件（(5)の寄与分を定める処分の審判事件を除く。）は、付随事件として取り扱う。
- (7) 家事事件の記録及び事件書類の保存期間は、これを保存に付した後に同一の当事者に関する事件が完結した場合において、必要があるときは、後の事件が完結した日から改めて起算することができる。

2 督促事件

当事者の所在が明らかでない等の事由により支払督促又は仮執行宣言付支払督促を送達することができないまま、支払督促を発した日又は仮執行の宣言をした日から5年を経過したときは、督促事件の記録の保存期間は、その5年を経過した日から起算する。

3 保全命令事件

保全異議の申立てがあったときは、保全命令事件の記録及び事件書類の保存期間は、保全異議事件が完結した日から改めて起算する。

4 債権等執行事件

債権の取立ての届出等がないまま、差し押さえられた債権及び、その他の財産権に関し差押命令又は差押処分が債務者に対して送達された日から1週間を経過した日から5年を経過したときは、債権等執行事件の記録の保存期間は、その5年を経過した日から起算する。

5 付随事件

- (1) 付随事件の記録及び事件書類は、主たる事件の記録を保存する裁判所で保存する。ただし、規程別表第一に掲げる事件又は再審事件の移送の決定の原本、少額訴訟債権執行事件の移行の決定の原本及び規程別表第二に掲げる事件書類については、この限りでない。
- (2) 付随事件の記録は、主たる事件の記録の保存期間満了の日までともに保存する。ただし、付随事件が主たる事件の記録の保存期間満了の後に完結したときは、この限りでない。

第2 保存のための引継ぎ

1 記録係への送付

- (1) 保存に付する記録及び事件書類は、速やかに整理し、記録係に送付する。

(2) 事件書類のうち事件に関する書類で記録につづり込むことを要しないものは、年度ごとに事件雑書類つづりを作成し、記録係に送付する。

(3) 規程第6条の書類は、事件書類の附属書類である旨を記録上明らかにした上、記録係に送付する。

2 医療観察事件における医療の終了の日の通知

医療を終了する旨の決定が確定したときは、当該決定をした地方裁判所の裁判所書記官は、当該決定があったこと及び当該決定の確定日を、当該決定の対象者について心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第42条第1項第1号又は第2号の決定をした地方裁判所（これらの庁が同一である場合は除く。）に書面で通知する。競合する処分の調整の申立て事件において取消決定があったときも同様とする。

第3 記録及び事件書類の保存

1 保存の場所

記録及び事件書類の編冊は、一定の記録保存用の倉庫又は保管庫に保存する。

2 記録の保存

(1) 記録を保存に付する場合には、収入印紙のはく離及び消印漏れ、予納金の返還漏れ等の有無を点検し、これらの事実を発見したときは、その旨を明らかにして、主任書記官（主任書記官の置かれていない裁判所にあつては、上席の裁判所書記官）に記録を返還する。

(2) 保存に付する記録には、その表紙に保存の始期及び終期を記載する。保存の終期が変更されたときは、その記載を改める。ただし、終期の変更が期間の短縮による場合には、その記載を改めなくとも差し支えない。

(3) 記録の排列は、次のいずれかの方法による。ただし、高等裁判所、地方裁判所又は家庭裁判所（簡易裁判所にあつては、その所在地を管轄する地方裁判所）の定めるところにより、これと異なる方法によることができる。

ア 記録符号の種類ごとに分けた上、事件番号の順序により排列する。

イ 記録符号の種類ごとに分けた上、保存の始期の属する年度ごとに事件番号の順序により排列する。

ウ 保存期間満了年度ごとに分けた上、記録符号の種類ごとに事件番号の順序により排列する。

3 事件書類の保存

(1) 規程第7条の規定による付記は、裁判所書記官が、当該事件書類の末尾に各当事者に対する送達の年月日、確定その他の事件完結事由及びその年月日を記載した上、押印することによって行う。ただし、当該事件書類から事件完結事由及びその年月日が明らかなきときは、事件完結事由及びその年月日を記載することを要しない。

- (2) 記録より保存期間の長い事件書類は、記録を保存に付する時に分離しなければならない。
- (3) 分離した事件書類は、記録符号の種類及び保存期間の区別に従い、事件番号又は保存の始期の順序により、保存の始期の属する年度ごとに編冊を作成する。ただし、高等裁判所、地方裁判所又は家庭裁判所（簡易裁判所にあつては、その所在地を管轄する地方裁判所）の定めるところにより、記録符号の種類及び保存期間の区別に従う点を除き、前記の取扱いと異なる取扱いにより編冊を作成することができる。
- (4) 上訴裁判所で保存する裁判の原本は、記録符号の種類及び保存期間の区別に従い、裁判の年月日の順序により、年度ごとに編冊を作成する。ただし、中間判決の原本は、終局判決の原本と併せてとじる。
- (5) (3)及び(4)の事件書類の編冊は、編冊ごとに別紙様式第1による事件書類編冊目録を付し、その表紙には保存の始期及び保存期間を記載する。
- (6) (3)及び(4)の事件書類の編冊で紙数の少ないものについては、数年度分をとり合わせて保存することができる。

第4 保存に関する帳簿の記載

1 記録の保存

- (1) 記録を保存に付したときは、事件簿の当該事件の「保存」の箇所に保存始期年月日及び保存終期年月日を記載する。
- (2) 記第1の1の(4)の定めにより保管し、かつ、保存する家庭裁判所が変更になったときは、変更前の家庭裁判所は事件簿の当該事件の「保存」の箇所に斜線を引き、かつ、備考欄に当該事件の記録を保存する家庭裁判所が変更になった旨を記載し、変更後の家庭裁判所は事件簿の後見等に関する事件の備考欄に変更前の家庭裁判所名、事件番号及び事件名を記載する。
- (3) 第1の1の(7)の定めにより保存期間を改めて起算する場合においては、後に完結した事件の直前の事件について、事件簿の「保存」の箇所に記載された保存終期年月日を抹消し、この箇所に後の事件の事件番号を記載する。
- (4) 第1の3に定める場合においては、当該保全命令事件について、保全命令事件簿の「保存」の箇所に記載された保存始期年月日及び保存終期年月日をそれぞれ改める。
- (5) 付随事件については、(1)による記載を要しない。ただし、主たる事件の記録の保存期間満了の後に完結したものは、この限りでない。

2 事件書類の保存

第3の3の(3)及び(4)の事件書類の編冊は、別紙様式第2による裁判原本等保存簿に登載する。

第5 記録及び事件書類の廃棄

1 廃棄の時期

記録及び事件書類の廃棄は、毎年、前年度中に保存期間が満了したものについて行う。

2 廃棄の留保

(1) 事件当事者等から、別表第1の「事件の種類」に定める事件及び再審事件の記録並びに別表第2の「裁判書等の種類」に定める裁判の原本等について、保存期間の満了前に、廃棄の留保の要望があったときは、保存の始期から起算して各別表に掲げる期間が経過した後、に廃棄する。

(2) (1)により廃棄を留保する記録については、記録の表紙及び事件簿の当該事件の「備考」の箇所に「〇〇年まで廃棄留保」と朱書する。

(3) (1)により廃棄を留保する裁判の原本等のうち、既に事件書類として編冊が作成されているものについては同編冊から分離し、記録から分離することなく保存されているものについては記録から分離した上、それぞれ編冊を作成し、その表紙に「〇〇年まで廃棄留保」と朱書する。

3 廃棄の方法

(1) 廃棄に当たっては、別紙様式第3による廃棄目録を作成する。

(2) 廃棄は、訟廷管理官（訟廷管理官の置かれていない裁判所にあつては訟廷事務をつかさどる主任書記官、主任書記官の置かれていない裁判所にあつては上席の裁判所書記官）が立ち会った上、焼却、細断又は消磁の方法により行う。

(3) (2)により細断をしたものは、物品管理官又は分任物品管理官に引き継ぐ。

4 廃棄に関する帳簿等の記載

(1) 記録又は事件書類の編冊を廃棄したときは、廃棄をした者が、廃棄目録の末尾に廃棄の年月日及び方法を記載した上、3の(2)に定める立会者とともに記名押印する。

(2) 記録を廃棄したときは、事件簿の当該事件の「保存」の箇所に廃棄年月日を記載する。

(3) 第3の3の(3)及び(4)の事件書類の編冊を廃棄したときは、裁判原本等保存簿の当該編冊の「廃棄の日」の箇所に廃棄年月日を記載する。

第6 特別保存の手続

1 1項特別保存

(1) 次に掲げる事件の記録又は事件書類その他特別の事由がある記録又は事件書類の全部又は一部について、保存期間満了後も保存する必要があるときは、これを規程第9条第1項に規定する特別保存（以下「1項特別保存」という。）に付するものとする。

ア 保存期間満了後に当該債務名義に係る債務の履行期が到来する事件

イ 再審、和解無効確認又は少年保護処分取消等の事件が現に係属し、又は係属することが予想される事件

ウ 関連する事件が現に係属し、又は係属することが予想される事件

- (2) 事件当事者等から、事件及び保存の理由を明示して1項特別保存の要望があったときは、事件簿又は裁判原本等保存簿の当該事件の「備考」の箇所にその旨を記載する。
- (3) (2)の要望があったときは、特別保存に付するかどうかの判断に当たって、その要望を十分に参酌する。
- (4) 1項特別保存に付する記録については、その表紙及び事件簿の当該事件の「備考」の箇所に「1項特別保存」と朱書する。
- (5) 1項特別保存に付する事件書類については、事件書類の編冊から分離して編冊を作成し、その表紙に「1項特別保存」と朱書する。
- (6) 1項特別保存に付する記録及び事件書類については、別紙様式第4による特別保存記録等保存票を作成する。

2 2項特別保存

- (1) 次に掲げる事件の記録又は事件書類その他史料又は参考資料となるべき記録又は事件書類の全部又は一部について、保存期間満了後も保存する必要があるときは、これを規程第9条第2項に規定する特別保存（以下「2項特別保存」という。）に付するものとする。

ア 重要な憲法判断が示された事件

イ 重要な判例となった裁判がされた事件など法令の解釈運用上特に参考になる判断が示された事件

ウ 訴訟運営上特に参考になる審理方法により処理された事件

エ 世相を反映した事件で史料的価値の高いもの

オ 全国的に社会の耳目を集めた事件又は当該地方における特殊な意義を有する事件で特に重要なもの

カ 民事及び家事の紛争、少年非行等に関する調査研究の重要な参考資料になる事件

- (2) 弁護士会、学術研究者等から、事件及び保存の理由を明示して2項特別保存の要望があったときは、事件簿又は裁判原本等保存簿の当該事件の「備考」の箇所にその旨を記載する。
- (3) (2)の要望があったときは、特別保存に付するかどうかの判断に当たって、その要望を十分に参酌する。
- (4) 2項特別保存に付する記録については、その表紙及び事件簿の当該事件の「備考」の箇所に「2項特別保存」と朱書する。
- (5) 2項特別保存に付する事件書類については、事件書類の編冊から分離して編冊を作成し、その表紙に「2項特別保存」と朱書する。事件書類の編冊の全部を2項特別保存に付するときは、その表紙及び裁判原本等保存簿の当該編冊の「備考」の箇所に「2項特別保存」

と朱書する。

(6) 2項特別保存に付する記録及び事件書類については、別紙様式第4による特別保存記録等保存票を作成する。

3 2項特別保存の報告

記録又は事件書類を2項特別保存に付したときは、その旨を最高裁判所に報告する。

4 最高裁判所への移管

規程第9条第3項の規定により記録又は事件書類を最高裁判所の保管に移したときは、その旨及び送付の年月日を特別保存記録等保存票の「備考」の箇所に記載する。

第7 内閣総理大臣への移管

1 移管対象記録等

規程第10条第1項に規定する記録及び事件書類（以下「移管対象記録等」という。）とは、規程第4条に規定する保存期間が満了したもののうち、次に掲げるものをいう。

(1) 規程別表第一の3の項並びに規程別表第二の2の項及び4の項に掲げる事件（これらの事件においてされた裁判が不服申立ての対象となった再審事件を含む。以下「民事事件」という。）の判決の原本（その附属書類を含む。以下「民事判決原本」という。）

(2) 2項特別保存に付されている民事事件の記録（当該民事事件に係る事件書類の保存期間が満了したものに限る。以下第7において同じ。）及び事件書類（(1)に該当するものを除く。以下第7において同じ。）

2 送付の留保

(1) 次に掲げる事由により最高裁判所が送付を留保するものと指定した移管対象記録等は、その指定が解除されるまで独立行政法人国立公文書館（以下「国立公文書館」という。）に送付しない。

ア 展示資料等として現に使用しているもの

イ 1項特別保存に付されているもの

ウ 訴訟関係人の利益保護等のために訴訟手続において採られた措置等にかんがみ、裁判所において保存することが適当であるもの

(2) (1)の指定がされた民事判決原本については、民事判決原本の編冊から分離して編冊を作成し、その編冊を裁判原本等保存簿に登載した上、その編冊の表紙及び裁判原本等保存簿の当該編冊の「備考」の箇所に「送付留保保存」と朱書する。民事判決原本の編冊の全部について(1)の指定がされたときは、その表紙及び裁判原本等保存簿の当該編冊の「備考」の箇所に「送付留保保存」と朱書する。ただし、特別保存記録等保存票が作成されている民事判決原本については、(3)の例による。

(3) (1)の指定がされた2項特別保存に付されている民事事件の記録又は事件書類について

は、その記録又は事件書類の編冊の表紙及び特別保存記録等保存票の「備考」の箇所に「送付留保保存」と朱書する。

3 送付に関する帳簿等の記載

(1) 民事判決原本の編冊を国立公文書館に送付したときは、裁判原本等保存簿の当該編冊の「廃棄の日」の箇所に送付の年月日を記載するとともに、「備考」の箇所に国立公文書館に送付した旨を記載する。ただし、特別保存記録等保存票が作成されている民事判決原本については、(2)の例による。

(2) 2項特別保存に付されている民事事件の記録又は事件書類を国立公文書館に送付したときは、特別保存記録等保存票の「廃棄の日」の箇所に送付の年月日を記載するとともに、「備考」の箇所に国立公文書館に送付した旨を記載する。

4 送付に関する事務の取扱い

この通達に定めるもののほか、移管対象記録等の国立公文書館への送付に関する事務の取扱いについて必要な事項は、総務局長が定める。

付 記

1 実施

この通達は、平成4年4月1日から実施する。

2 通達の廃止

昭和39年12月12日付け最高裁総三第118号事務総長依命通達「事件記録等保存規程の施行について」は、平成4年3月31日限り、廃止する。

3 経過措置

(1) この通達の実施の際、記録より保存期間の長い事件書類を記録の廃棄時に分離する取扱いによっている裁判所は、これを保存時に分離する取扱いに変更するために必要な間、従前の取扱いによって差し支えない。

(2) 保存期間が50年の判決の原本で、平成5年12月31日までに保存期間が満了したものの廃棄は、平成6年1月1日以降に行う。

(3) (2)の判決の原本について、弁護士会、学術研究者等から、事件及び保存の理由を明示して2項特別保存の要望があったときは、特別保存に付するかどうかの判断に当たって、その要望を十分に参酌する。

(4) この通達の実施の際、従前の様式による事件書類の編冊の目録、裁判原本等保存簿及び廃棄目録の用紙が残存しているときは、これらを使用して差し支えない。

付 記 (平6. 12. 9総三第63号)

1 実施

この通達は、平成7年1月1日から実施する。

2 経過措置

(1) この通達の実施の際、督促事件で、当事者の所在が明らかでない等の事由により支払命令又は仮執行宣言付支払命令を送達することができないまま、支払命令を発した日又は仮執行の宣言をした日から既に5年を経過したものについては、その5年を経過した日に記録を保存に付したものとして取り扱う。

(2) この通達の実施の際 債権等執行事件で、債権の取立ての届出等がないまま、差し押さえられた債権及びその他の財産権に関し差押命令が債務者に対して送達された日から1週間を経過した日から既に5年を経過したものについては、その5年を経過した日に記録及び事件書類を保存に付したものとして取り扱う。

付 記（平9. 7. 16総三第79号）

1 実施

この通達は、民事訴訟法（平成8年法律第109号）施行の日から実施する。

2 経過措置

この通達の実施の際、現に係属している督促事件については、従前のおりとする。

付 記（平11. 8. 31総三第67号）

この通達は、平成12年1月1日から実施する。

付 記（平12. 2. 4総三第12号）

1 実施

この通達は、民事再生法（平成11年法律第225号）の施行の日から実施する。

2 経過措置

和議事件については、なお従前の例による。

付 記（平12. 3. 17総三第39号）

1 実施

この通達は、平成13年1月1日から実施する。

2 経過措置

この通達の実施の際従前の様式による帳簿等の用紙が残存している場合には、これを使用して差し支えない。

付 記（平13. 2. 28総三第10号）

この通達は、平成13年4月1日から実施する。ただし、この通達の記3の定めのうち、小規模個人再生事件及び給与所得者等再生事件に係る部分については民事再生法等の一部を改正する法律（平成12年法律第128号）の施行の日から、承認援助事件に係る部分については外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成12年法律第129号）の施行の日から実施する。

付 記（平14. 3. 20総三第45号）

この通達は、平成14年4月1日から実施する。

付記(平16. 1. 30総三第19号)

1 実施

この通達は、仲裁法(平成15年法律第138号)の施行の日(平成16年3月1日)から実施する。ただし、この通達の記1の定めについては人事訴訟法(平成15年法律第109号)の施行の日(平成16年4月1日)から実施する。

2 経過措置

(1) 仲裁法の施行前に仲裁判断があった場合においては、当該仲裁判断の原本の裁判所への預置きについては、なお従前の例による。

(2) 人事訴訟法の施行前に家庭裁判所に提起された執行文付与の訴え、執行文付与に対する異議の訴え、請求異議の訴え及び第三者異議の訴えについては、なお従前の例による。

付記(平16. 11. 26総三第000015号)

この通達は、平成17年1月1日から実施する。

付記(平17. 3. 29総三第000079号)

1 この通達は、平成17年4月1日から実施する。

2 民事関係手続の改善のための民事訴訟法等の一部を改正する法律(平成16年法律第152号)による改正前の公示催告手続に関する法律(明治23年法律第29号)第774条の除権判決に対する不服の訴えが提起された場合においては、この通達による改正前の記第2の2及び記第4の1の(5)に定める事務については、なお従前の例による。

付記(平17. 7. 12総三第000222号)

この通達は、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成15年法律第110号)の施行の日から実施する。

付記(平17. 11. 29総三第000725号)

この通達は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律(平成17年法律第35号)の施行の日(平成18年1月4日)から実施する。

付記(平18. 11. 6総三第001352号)

1 実施

この通達は、平成19年1月1日から実施する。

2 経過措置

(1) この通達の実施前に後見等の事務の終了を認定し、又は財産の管理事務の終了を認定した後見等に関する事件及び財産の管理に関する一連の事件の記録の保存については、なお従前の例による。

(2) この通達実施前に完結した後見等に関する事件及び財産の管理に関する事件((1)に掲げ

る事件を除く。)の記録については引き続き保存し、保存期間をこの通達による改正後の平成4年2月7日付け最高裁総三第8号事務総長依命通達「事件記録等保存規程の運用について」(以下「改正後の通達」という。)記第1の1の(3)の本文に定める事由が生じた日から改めて起算する。

- (3) (2)の事件の記録については、事件簿の当該事件の「保存」の箇所に記載された保存終期年月日を抹消する。
- (4) (3)の定めにより保存終期年月日を抹消した場合には、これを改正後の通達記第1の1の(3)の本文に定める事由が生じた日から改めて起算した上で、事件簿の当該事件の「保存」の箇所に記載する。
- (5) この通達の実施前に完結した後見等に関する事件((1)に掲げる事件を除く。)については、改正後の通達記第1の1の(3)の後見等に関する事件とみなして、改正後の通達記第1の1の(4)の定めを適用する。
- (6) この通達の実施の際、従前の様式による帳簿諸票の用紙が残存している場合には、これを使用して差し支えない。

付 記 (平22. 1. 27総三第000008号)

この通達は、平成22年2月1日から実施する。

付 記 (平24. 12. 27総三第000355号)

この通達は、非訟事件手続法(平成23年法律第51号)の施行の日(平成25年1月1日)から実施する。

(別表第1)

	事 件 の 種 類	期間
1	少額訴訟事件, 少額訴訟判決に対する異議申立て事件, 民事通常訴訟事件, 手形訴訟事件及び小切手訴訟事件, 人事訴訟事件及び行政訴訟事件のうち裁判によって完結した事件 (訴状却下命令によって完結したものを除く。)	10年
2	少額訴訟事件, 少額訴訟判決に対する異議申立て事件, 民事通常訴訟事件, 手形訴訟事件及び小切手訴訟事件, 人事訴訟事件及び行政訴訟事件のうち1以外の事由により完結した事件	7年
3	公示催告事件	7年
4	保全命令事件	7年
5	民事非訟事件及び商事非訟事件	10年
6	借地非訟事件のうち裁判によって完結した事件	10年
7	罹災都市借地借家臨時処理事件及び接收不動産に関する借地借家臨時処理事件のうち裁判によって完結した事件	10年
8	破産事件, 再生事件, 小規模個人再生事件, 給与所得者等再生事件, 会社更正事件, 承認援助事件, 船舶所有者等責任制限事件及び油濁損害賠償責任制限事件のうち裁判によって完結した事件	10年
9	家事審判事件のうち審判又は裁判によって完結した事件	10年
10	家事調停事件のうち確定判決と同一の効力を有する審判又は審判に代わる裁判によって完結した事件	10年
11	民事雑事件のうち執行認許の請求又は申立て	10年
12	行政雑事件のうち保全命令の申立て	7年
13	行政雑事件のうち私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第70条の6第1項及び第70条の13第1項の規定による裁判の申立て	7年

(備考) 再審事件については, 不服申立ての対象となった裁判がされた事件について定めるところによる。

(別表第2)

	裁 判 書 等 の 種 類	期間
1	<p>少額訴訟債権執行事件 事情届に基づいて執行裁判所が実施する配当等手続事件 不動産, 船舶, 航空機, 自動車, 建設機械及び小型船舶に対する強制執行事件 債権及びその他の財産権に対する強制執行事件 不動産, 船舶, 航空機, 自動車, 建設機械及び小型船舶を目的とする担保権の実行としての競売等事件 債権及びその他の財産権を目的とする担保権の実行及び行使事件 企業担保権実行事件</p>	<p>事件を完結する決定等の原本(申立て又は申請を却下するものを除く。)</p> <p>10年</p>
2	人身保護事件	<p>請求認容の判決の原本</p> <p>10年</p>
3	民事雑事件のうち仮登記又は仮登録の仮処分申立て	<p>仮登記又は仮登録の仮処分を命ずる決定の原本</p> <p>10年</p>
4	民事抗告事件 行政抗告事件 法廷等の秩序維持に関する法律違反抗告事件 法廷等の秩序維持に関する法律違反異議申立事件	<p>終局決定の原本。ただし, 次に掲げるものを除く。</p> <p>移送の決定 法廷等の秩序維持に関する法律違反事件の終局決定 借地非訟事件の終局決定(抗告を却下するものを除く。) 罹災都市借地借家臨時処理事件及び接収不動産に関する借地借家臨時処理事件の裁判上の和解と同一の効力を有する決定 破産手続開始の決定</p> <p>10年</p>

破産法252条第1項及び第2項の免責許可の決定 民事再生法第235条第1項(同法第244条において準用する場合を含む。)の免責の決定 破産法第254条第1項の免責取消しの決定 復権の決定 執行認許の決定 家事審判事件の終局決定(抗告を却下するものを除く。) 訴訟等の費用の額の確定の決定 保全命令 保全命令を取り消し、又は変更する裁判

記載要領

第1 事件書類編冊目録

1 「順次番号」

事件書類（附属書類を一体としたもの）ごとの順次番号を記載し、各事件書類には、その初葉右側上部に順次番号を記載する。ただし、事件書類の編冊が上とじのときは初葉右側下部に、右とじのときは初葉左側上部に記載する。

2 「完結（裁判）の日」

規程別表第一において保存期間が定められている事件書類（移行の決定の原本を除く。）については事件完結の日を、規程別表第二に掲げる事件書類については裁判が効力を生じた日を記載する。

3 「備考」

事件書類中に閲覧等が制限されている部分がある場合には、「閲覧制限決定あり」等と記載し、制限されている部分を記載する。

第2 裁判原本等保存簿

1 裁判原本等保存簿は、編冊の種類ごとに区分することができる。

2 「編冊の表示」

例えば、「平成3年度民事第一審判決原本（ワ） その1」のように記載する。

3 「完結（裁判）の日」

規程別表第一において保存期間が定められている事件書類（移行の決定の原本を除く。）の編冊については事件完結の日を、規程別表第二に掲げる事件書類の編冊については裁判が効力を生じた日を記載する。

4 「保存終了の日」

編冊中の事件書類の保存終了日のうち最後の日を記載する。

第3 廃棄目録

「記録（事件書類の編冊）の表示」には、次の区分により記載する。

1 記録については、記録符号の種類ごとに事件番号を記載する。主たる事件の記録と同時に廃棄される付随事件の記録については、主たる事件の事件番号のみの記載で足りる。

2 事件書類の編冊については、例えば、「昭和10年度民事第一審判決原本（ワ）」のように記載する。

第4 特別保存記録等保存票

1 「記録（事件書類）の表示」

(1) 記録については、事件番号を記載する。

(2) 事件書類については、事件番号及び事件書類の名称を記載する。

(3) 事件書類の編冊については、例えば、「昭和10年度民事第一審判決原本(ワ) その1」のように記載する。

2 「特別保存の理由」

1項特別保存について、再審事件、和解無効確認等の事件又は関連する事件が現に係属しているときは、その事件に係属する裁判所、事件番号及び事件名を記載する。

3 「事件の特徴」

必要に応じて、例えば、「認知者の死亡後における認知無効の訴えの許否について、新たな判断を示した。」のように、特別保存の理由となった事件の特徴を記載する。

4 「特別保存要望者の氏名等」

特別保存の要望をした者の氏名、住所等を記載する。

(別紙様式第4)

特別保存記録等保存票

裁判所

支部

記録(事件書類)の表示	明・大・昭・平 年()第 号		
事件名(通称)	() 事件		
保存の対象	記録の一部・全部 冊 事件書類 冊 通		
特別保存の理由	規程9条1項 (○を付したもの)		規程9条2項 (○を付したもの)
	ア 保存期間満了後に当該債務名義に係る債務の履行期が到来する。 イ 再審又は和解無効確認等の事件が現に係属し、又は係属することが予想される。 ウ 関連する事件が現に係属し、又は係属することが予想される。 エ その他 () 現に係属している事件 裁判所 支部 平成 年()第 号 事件		ア 重要な憲法判断が示された。 イ 法令の解釈運用上特に参考になる判断が示された。 ウ 訴訟運営上特に参考になる審理方法により処理された。 エ 世相を反映した事件で史的価値が高い。 オ 全国的に社会の耳目を集めた。 カ 当該地方における特殊な意義を有する。 キ 調査研究の重要な参考資料となる。 ク その他 ()
事件の特徴			
特別保存要望者の氏名等			
特別保存認定の日	・ ・	終 期	・ ・
始 期	・ ・	廃棄の日	・ ・
備考			